

菊武ビジネス専門学校 いじめ防止基本方針

(基本的な考え方)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れのある許されない行為である。

いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうることを踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全教職員で取り組む。学校は、生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが何より大切であり、生徒一人ひとりが大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係がつけられる学校づくりに取り組む。

(いじめ防止の取組)

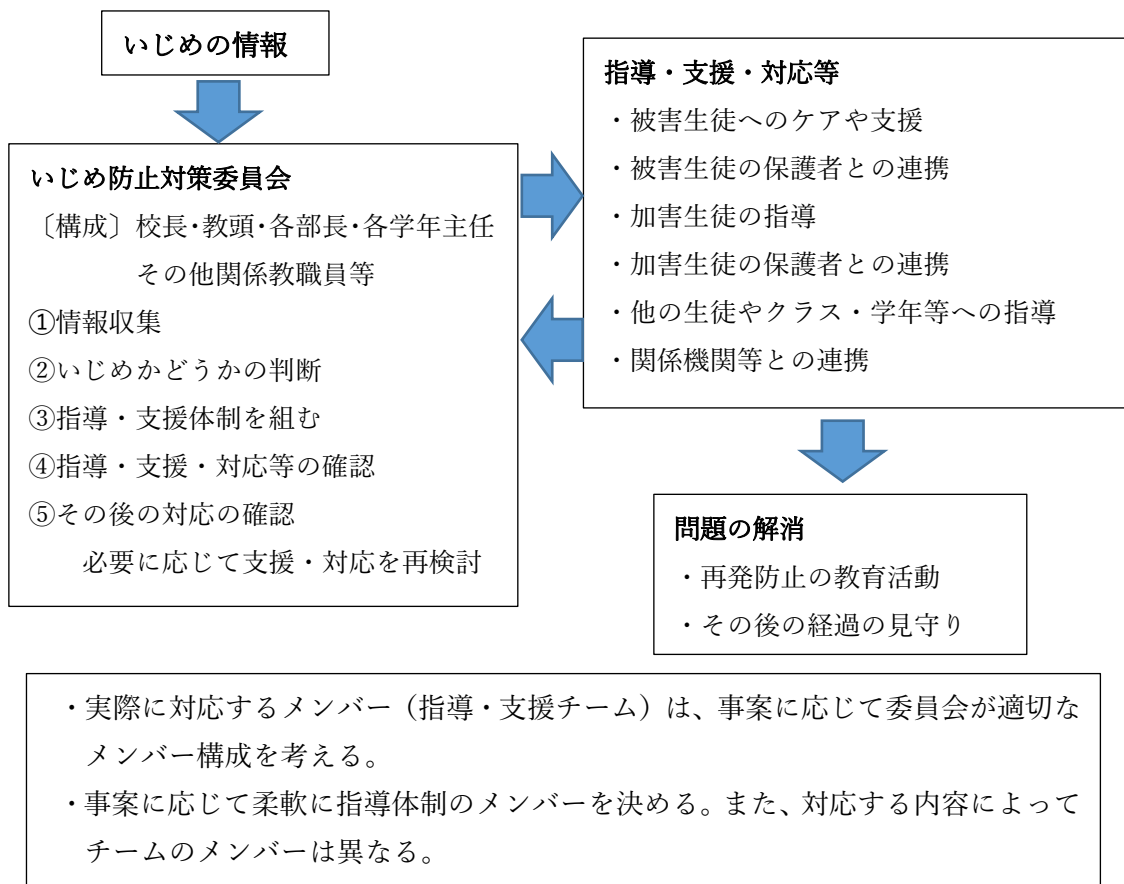
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体で醸成するため、日常から具体的な行動や言葉の例を挙げ、自分の言動・行動について考えさせる。
- ・ ボランティア活動、委員会活動等を通し、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う。
- ・ 教育活動全体を通じて、自他を認め、互いの人格を尊重することにより、ストレスをコントロールする能力やコミュニケーション能力を育む。
- ・ 授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスにならないよう、わかりやすい授業づくりを心がける。
- ・ 学級や学年、部活動等の人間関係を把握し、一人一人が活躍できる集団づくりに取り組む。
- ・ 教職員の不適切な言動によって、生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないように細心の注意を払って指導する。
- ・ 教職員として「いじめられる側にも問題がある」という認識を絶対にしない。
- ・ 発達障害等について適切に理解したうえで、指導に当たる。

(早期発見・早期対応の在り方)

- ・ 些細な兆候を見逃さず「いじめではないか」との疑いを持ち、隠したり軽視したりすることなく複数の教職員で関わり、積極的に認知する。
- ・ 学期に1回以上、生活アンケートを行い、いじめの実態を把握する。
- ・ グループ内のいじめでは被害者の訴えがないことが多いため、平日頃より生徒の動きを細かく観察する。

- ・ 教師と生徒の日常のコミュニケーションを大切にし、いじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- ・ 生徒が誰にでも相談できるような体制づくりを行う。
- ・ 気になる生徒の情報を全教職員で共通認識しておく。
- ・ 休み時間や昼放課、放課後等、様々な場面で生徒を見守り、動きを把握する職員体制をつくる。
- ・ 欠席が続く生徒には、担任が生徒や保護者、教職員から情報を得て、不登校の原因や背景を把握し、必要に応じて生徒指導部に報告する。
- ・ 相談電話（24時間子ども相談ホットライン等）を周知する。
- ・ スクールカウンセリングによる相談も活用する。
- ・ いじめの可能性のある相談については、聴取等を含め慎重に対応する。基本的には当事者双方からの聞き取り、周囲の生徒からの聞き取りを行い、その内容を生徒指導部に報告する。生徒指導部は、いじめの可能性のある状況について、学校いじめ防止対策委員会に報告する。

(いじめ事案への対応)



(重大事態への対応)

重大事態が発生した場合は、速やかに文部科学省「重大事態対応フロー図(学校用)」に基づいて対応する。

(注) 重大事態とは (いじめ防止対策推進法第 218 条))

- 一 いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間(年間 30 日を目安とする。)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(再発防止)

解決を図った後、いじめ行為が繰り返されないよう、継続的はサポートが不可欠である。被害者や周りの生徒の心の回復のために、教職員と保護者が協力して、きめ細やかで継続的なサポートに努める。